

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年8月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ひらせいホームセンター糸魚川店  
所在地 糸魚川市上刈5丁目1322-1 外  
設置者 株式会社ひらせいホームセンター

- 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（店舗面積の合計、荷さばき施設の位置、廃棄物等保管施設の位置、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯）に関する届出

公告日 令和3年3月19日

- 3 意見の概要

- (1) 糸魚川市からの意見の概要

意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

- 5 縦覧期間

令和3年8月3日から令和3年9月3日まで